参考資料１

○犬山市障害者自立支援協議会規則

平成29年３月27日規則第６号

改正

令和３年６月28日規則第43号

令和６年２月14日規則第７号

令和８年１月27日規則第３号

犬山市障害者自立支援協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第８条の規定に基づき、犬山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

（１）　相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。

（２）　障害福祉に関する各般の困難事例への対応方法に関すること。

（３）　関係機関等のネットワーク構築及び推進に関すること。

（４）　共生社会を実現するための社会資源の開発及び改善に関すること。

（５）　相談支援従事者の質の向上を図るための研修等に関すること。

（６）　障害者計画及び福祉計画の推進等に関すること。

（７）　障害者虐待を防止するための関係機関等との連携に関すること。

（８）　障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。

（９）　前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（委員）

第３条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　障害者関係団体の構成員

（２）　相談支援事業者

（３）　障害福祉サービス事業者

（４）　保健及び医療関係機関の者

（５）　教育及び雇用関係機関の者

（６）　学識経験者

（７）　民生委員

（８）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集及び議事）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（部会）

第６条　会長は、第２条に規定する事項のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

２　部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

３　部会長は、会長が指名する。

４　部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

５　部会長は、部会における協議の結果を協議会に報告しなければな

らない。

６　部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、ふくし部障害者支援課において行う。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月28日規則第43号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　犬山市障害者計画推進委員会規則（平成29年規則第５号）は、廃止する。

附　則（令和６年２月14日規則第７号抄）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月27日規則第３号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。